

岐阜県公報

第三十三号
令和元年八月二十七日
(火曜日)

目次

規則

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課) 一七七^ハ

告示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉課) 一七八

指定医療機関の廃止の届出

(同) 一七八

指定介護機関の所在地の変更の届出

(同) 一七九

指定介護機関の廃止の届出

(同) 一七九

医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定

(同) 一八〇

道路の区域変更

(道路維持課) 一八一

道路の供用開始

(同) 一八一

土砂災害警戒区域の指定解除

(砂防課) 一八一

土砂災害特別警戒区域の指定解除

(同) 一八一

土砂災害警戒区域の指定

(同) 一八一

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 一八一

都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道)

(下水道課) 一八二

公示

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 一八三

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 一八三

規則

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十一号

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築基準法施行細則(昭和二十六年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「の各号」を削り、同条第一号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

第一条の三中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

第六条第三項及び第六条の三中「同表二の(甲)項」を「同表二の(丙)項」に改める。

第八条第一項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

第十条の二第四項中「同表二の(乙)項」を「同表二の(丙)項」に改める。

第十条の三第二項第一号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あいデンタルクリニック	可児市下恵土四二〇五一	令和元・六・一
アストロデンタルクリニック・アストロキッズ	各務原市那加萱場町三丁目八番地 イオンモール各務原3F	同
リーフ総合歯科	土岐市下石町三〇四 一一五	同
梅山歯科医院	美濃市曾代字城下二〇一七	同
なわ医院・乳腺クリニック	大垣市開発町三丁目二五 一	令和元・七・一
鳥沢クリニク	山県市高木一〇一六 一	同
まさきクリニック	大垣市長沢町五丁目一五 一	同
ミュウデンタルクリニック	本巣市政田竹後八〇一番八	同
西村歯科医院	郡上市白鳥町向小駄良七一〇	同
宮川薬局	羽島郡笠松町奈良良町一一六	同

しょうなん調剤薬局 大垣市開発町三丁目九 二 同

V・drug 各務原 在宅支援薬局 各務原市那加日新町七丁目一四番 同

ラフダイイチながさわ 大垣市長沢町五丁目一七番 一 同

岐阜県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ふじもと歯科	土岐市下石町二九五一 一二	令和元・五・三一
梅山歯科医院	美濃市曾代字城下二〇一七番地	同
名和医院	大垣市開発町二 六五 一	令和元・六・三〇
鳥沢クリニク	山県市高木一〇一六 一	同
星野胃腸科医院	山県市岡本町一 九四 一〇	令和元・六・二〇
ミュウデンタルクリニック	本巣市政田上市場一四〇四 四 ウエルネスモール2F	平成三一・二・二八
西村歯科医院	郡上市白鳥町向小駄良七一〇	令和元・六・三〇
宮川薬局	羽島郡笠松町奈良良町一一六	同

岐阜県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

岐阜県知事 古田 肇

アサヒサンクリーン株式会社

静岡県静岡市葵区本通十丁目八番地の一

訪問入浴介護

アサヒサンクリーン在宅介護センター多治見

新 多治見市宮前町一丁目八番地一
アイモクビル一階
旧 多治見市音羽町二六六一

令和元・六・一

同

同

介護予防訪問入浴介護

同

同

同

岐阜県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

岐阜県知事 古田 肇

株式会社ミヤガワメディカル

羽島郡岐南町石原瀬二八七

居宅療養管理指導

宮川薬局

羽島郡笠松町奈良町一六

令和元・六・三〇

同

同

介護予防居宅療養管理指導

同

同

同

鳥澤昌紀

山県市高富二一六三番地

訪問看護

鳥沢クリニック

山県市高木一〇一六

令和元・六・三〇

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年八月二十七日

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所
 中山 智史 中山 接骨院 安八郡神戸町中沢二七〇
 令和元年 八月 二十七日

岐阜県告示第百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年八月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	黒屋井線	本巢市上保字長塚七五九番二地先から同市同字菰縄手七五四番四地先まで	前 後	二・八〇 二〇・三 一四・七 二六・六	一六〇 一六〇	

岐阜県告示第百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年八月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の年月日）
一般国道	四百十八号	山県市高原字中道通四四四三番一〇地先から同市同字同番一〇地先まで	四四四三	令和元年八月二十七日	平成三十一年八月二十七日

岐阜県告示第百七十七号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第百二十四号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和元年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
落合	恵那市明智町字落合	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課及び岐阜県恵那土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第百二十五号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項におい

て準用する同条第四項の規定により告示する。

令和元年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
		急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
落合	恵那市明智町字落合		

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課及び岐阜県恵那土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
落合	恵那市明智町字落合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

第五十七号）第九條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
落合	恵那市明智町字落合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により中津川都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定により次のとおり告示する。

令和元年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
中津川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
中津川都市計画下水道事業 中津川市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和四十九年三月三十日から
令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の
県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の
写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
碓 地 区	八百津町役場	令和元・ 九八・二七から 九八・二六まで

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の
県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の
写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
鐘付第2地区	八百津町役場	令和元・ 九八・二七から 九八・二六まで

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
第三十六条第三項の規定により公示する。

令和元年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	公共施設の 種類	公共施設の 位置及び区 域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第三 三号の二八 平成三一・三・二五	瑞穂市別府字花塚二ノ町二二六二番六 及び瑞穂市所管法定外公共物（水路）	道路、公園	開発登録簿 による	東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地 旭化成ホームズ株式会社 代表取締役 川 畑 文 俊
同岐西建築第三五号の四 平成三〇・一二・一九	羽島郡笠松町長池字松ケ枝四八九番一、 四九〇番一、四九二番一、四九二番一 及び四九三番一	道路、下水 道	同	岐阜市金岡町五番地 イワタ建設株式会社 代表取締役 杉 本 高 男
同岐西建築第三五号の五 平成三一・三・五	羽島郡笠松町田代字白鬚六四三番及び 六四四番一	道路、下水 道、水路	同	岐阜市長住町五丁目八番地 國六株式会社 代表取締役 國 井 重 宏

令和元年八月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社